

## 東京PL弁護士団 弁護士報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、東京PL弁護士団に所属する弁護士が東京PL弁護士団を経由して受任した事件について、事件の処理を行うにあたっての弁護士報酬を定めるものとする。

### (弁護士報酬の種類)

第2条 弁護士報酬は、法律相談料、調査費用、着手金、報酬金、日当とする。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法律相談料 依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定・電話による相談を含む）の対価をいう。
- 二 調査費用 事件についての事実関係及び法的責任の有無の調査並びに書面による意見の表明（調査に必要な情報を取得するための製造業者、販売業者その他の事件関係者への問い合わせを含む。）の対価をいう。
- 三 着手金 委任事務処理の結果の成功不成功にかかわらず、交渉、裁判手続その他の紛争処理手続に係る事件の受任時に受ける委任事務処理の対価をいう。
- 四 報酬金 委任事務処理の結果の成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
- 五 日当 弁護士が、事件の処理のためにその事務所所在地から離れ移動によってその事件等のために拘束されること（事件処理自体による拘束を除く）の対価をいう。

### (弁護士報酬の支払時期及び方法)

第3条 調査費用及び着手金は、委任契約書に特に定めのないときは、事件についての依頼を受けた時に、報酬金は事件の処理が終了した時に、その他の弁護士報酬は、依頼者との協議により定められた時に、主担当弁護士が、依頼者から、それぞれ支払いを受けるものとする。

### (弁護士報酬の額についての通則)

第4条 この規程で定める弁護士報酬の額には消費税を含まない。

- 2 この規程で定める弁護士報酬の額は、日当を除き、複数の弁護士が事件に関与した場合には、その弁護士らの弁護士報酬の総額とする。
- 3 着手金の最低額は、第11条に定める場合は5万円とし、その他の場合は

20万円とする。

(弁護士報酬の額の増額及び減額)

第5条 弁護士は、依頼を受けた事件が、特に重大若しくは複雑なとき又は委任事務処理が著しく長期にわたることがみこまれるときは、委任契約書に定めるところにより、この規程に定められた額よりも適正妥当な範囲で弁護士報酬の額を増額することができる。

2 弁護士は、特別の事情があるときは、委任契約書に定めるところにより、この規程に定められた額よりも適正妥当な範囲で弁護士報酬の額を減額することができる。

(法律相談料)

第6条 法律相談料は、30分毎に5000円とする。

(調査費用)

第7条 調査費用は、標準的な事件では、20万円とする。

2 第1項で定める額は、技術士その他専門家の援助を得た場合の専門家らの報酬を含まない。主担当弁護士は、依頼者から、別途実費として専門家らの報酬の支払いを受けるものとする。

(訴訟の着手金及び報酬金)

第8条 訴訟事件の第1審の着手金及び報酬金の額は、経済的利益の額を基準として次のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8パーセント	16パーセント
300万円を超え3000万円以下の部分	5パーセント	10パーセント
3000万円を超え3億円以下の部分	3パーセント	6パーセント
3億円を超える部分	2パーセント	4パーセント

2 訴訟事件について引き続き上訴事件を受任するときの着手金の額は、前項の規定により算定する額の2分の1とする。

3 第1項で定める額は、技術士その他専門家の援助を得た場合の専門家らの報酬は含まない。主担当弁護士は、依頼者から、別途実費として専門家らの報酬の支払いを受けるものとする。

4 調査に引き続き訴訟事件を受任するときの着手金の額は、第1項の規定に

より算定する額から、事情により、調査費用の全部または一部を控除することができる。

- 5 報酬については、判決、和解その他和解と同一の効力を有するものにより確定した経済的利益により算定するものとする。ただし、依頼者が現実に支払いを受けられなかったときは、その事情を踏まえて減額することができる。

(訴訟以外の紛争処理手続等に係る事件の着手金及び報酬金)

第9条 交渉、調停、裁判手続以外の紛争処理手続に係る事件の着手金及び報酬金の額は、第8第1項の規定により算定する額の3分の2とする。

- 2 交渉、調停、裁判手続以外の紛争処理手続に係る事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金の額は、前条第1項により算定された額と交渉、調停、裁判手続以外の紛争処理手続に係る事件の着手金として既に受領した金銭の額との差額とする。
- 3 前2項で定める額は、技術士その他専門家の援助を得た場合の専門家らの報酬は含まない。主担当弁護士は、依頼者から、別途実費として専門家らの報酬の支払いを受けるものとする。
- 4 報酬については、和解契約、調停合意その他これらに類するものにより確定した経済的利益により算定するものとする。ただし、依頼者が現実に支払いを受けられなかったときは、その事情を踏まえて減額することができる。

(保全処分の着手金)

第10条 仮差押え及び仮処分の命令申立事件の着手金の額は、第8第1項の規定により算定する額の2分の1とする。

- 2 弁護士は、前項の命令申立事件により委任の目的を達したときは、第8第1項の規定により算定した額の報酬金を受けることができる。

(強制執行の着手金)

第11条 強制執行に係る事件の着手金及の額は、調停、訴訟その他の裁判手続から引き続き受任するときは、第8第1項の規定により算定する額の3分の1とする。

(日当)

第12条 日当は、次のとおり定める。

- 一 半日（移動時間が往復2時間を超え4時間まで） 3万円
- 二 1日（移動時間が往復4時間を超える場合） 5万円

- 2 複数の弁護士が事件の処理のためにその事務所所在地から離れ移動によってその事件等のために拘束された場合には、日当は前項の額にその弁護士らの数を乗じて算出する。
- 3 主担当弁護士は、あらかじめ、依頼者から、事件に関与する弁護士らの日当の総額の支払いを受けることができる。

(その他の場合の弁護士報酬)

第13条 第6条から第12条までの規定に定めのない弁護士報酬の額は、弁護士と協議して定めるところによる。

(実費)

- 第14条 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、供託金、技術士その他専門家の報酬、その他委任事務処理に要する実費の負担を求めることができる。
- 2 前項の謄写料については、弁護士以外が謄写する場合にはその請求を受ける額とし、弁護士が謄写する場合には白黒A4、1枚当たり20円、カラーA4、1枚当たり30円とする。
  - 3 主担当弁護士は、概算により、あらかじめ、依頼者から実費を預かることができる。

(委任契約の途中終了)

- 第15条 委任契約に基づく事件の処理が、解任若しくは辞任又は委任事務の継続不能により途中で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議の上、委任事務処理の程度に応じて弁護士報酬の額を定め、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。
- 2 前項に規定する委任事務処理の程度に応じて定まる弁護士報酬は、別途協議する場合を除いて、1時間あたり1万円をその処理に要した時間(複数人に対応した場合にはその人数分の額)に乗じて算出した額に消費税を加算した額によるものとする。
  - 3 第1項において、委任契約の終了につき、弁護士のみには重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還する。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議の上、その全部又は一部を返還しないことができる。
  - 4 第1項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意

又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部を請求することはできない。

(事件等処理の中止等)

第16条 依頼者が弁護士報酬（報酬金を除く。）又は実費の支払いを遅滞したときは、弁護士は事件の処理に着手せず、又はその処理を中止することができる。

2 前項の場合には、弁護士は、遅滞なく依頼者にその旨を通知する。

(弁護士報酬の相殺等)

第17条 依頼者が弁護士報酬又は実費を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し、又は事件等に関して保管中の書類その他の物を依頼者に引き渡さないことができる。

2 前項の場合には、弁護士は、遅滞なく依頼者にその旨を通知する。

附則（平成30年3月12日）

1 第14条2項の謄写料については、改正の日から適用する。